

## 赤穂市地域公共交通会議設置要綱

### (目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、赤穂市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

### (交通会議の構成員)

第3条 交通会議の構成員は、委員及び専門員とする。

2 委員は、次に掲げる者で構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長及び市の職員の中から市長が指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及び関係団体職員
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 専門員は、次に掲げる者とする。

- (1) 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部の職員
- (2) 兵庫県の関係行政機関の職員
- (3) 専門的知識を有し、交通会議の運営上必要と認める者

### (会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長を各1名置く。

2 会長は、副市長をもって充て、会務を総括する。

3 副会長は委員の中から互選する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員は、事故その他やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 交通会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(議決)

第6条 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において議決された事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の過半数により決定したときは、非公開とすることができる。

(分科会)

第9条 交通会議は、協議事項の一部について調査、審議を行うため分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、第3条第2項に規定する委員の中から会長が指名する。

3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、企画広報課及び産業観光課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

赤穂市公共交通会議 構成員

(委員)

	所 属	区 分 (第3条第2項)
1	副市長	第1号
2	総務部長	〃
3	教育次長（管理担当）	〃
4	株式会社ウエスト神姫	第2号
5	社団法人兵庫県バス協会	〃
6	赤穂タクシー株式会社	〃
7	赤穂神姫タクシー株式会社	〃
8	御崎タクシー株式会社	〃
9	赤穂市自治会連合会	第3号
10	赤穂市自治会連合会	〃
11	赤穂市女性団体懇話会	〃
12	赤穂市老人クラブ連合会	〃
13	赤穂市老人クラブ連合会	〃
14	赤穂市老人クラブ連合会	〃
15	株式会社ウエスト神姫労働組合	第4号

(専門員) 要綱第3条第5項

所 属
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部
兵庫県赤穂警察署交通課
兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所